

「令和7年度 横浜PPPプラットフォーム企画運営支援業務委託」 提案書評価基準

1 評価方法

- (1) 出席した評価委員（以下「評価委員」という）は、各評価項目について、1～5点の5段階評価を行う。（【2-2】、【2-3】は除く。）
- (2) 評価（配点）の考え方は、別紙「評価の視点」のとおりとする。なお、提案書に評価項目に該当する記載がない場合は1点とする。
- (3) 項目ごとの評価で過半数の委員が「1」を採点した場合は、受託候補者としての特定は行わないものとする。（【2-2】、【2-3】は除く。）
- (4) 合計点の評価委員1人あたりの平均が60点未満の場合は、受託候補者としての特定は行わないものとする。

2 選定方法

- (1) 下記評価項目について評価を行い、合計得点の高い者を特定する。
- (2) 評価委員の採点の合計点数が同点の場合、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。
 - ア 加重倍率が5の項目の合計得点が上位の者
 - イ 加重倍率が4の項目の合計得点が上位の者

3 評価項目

評価項目（大）	配点（大）	評価項目（小）	配点（小）	評価（1～5）	加重倍率	評価点	評価の着目点
1 提案内容に関する視点（小計）	65						
【1-1】 業務目的の理解度及び受託に必要な基本的知識	10	【1-1-1】 業務目的の理解度	5				●本事業の目的や必要性を理解しているか。
		【1-1-2】 受託に必要な基本的知識	5				●PPP及び地域プラットフォームに関する基本的知識を有しているか。
【1-2】 横浜市におけるPPPの現状と課題についての分析	5	—	5				●横浜市の政策や市内企業の現状、課題について、行政側・事業者側のそれぞれの視点からの確に分析がなされており、明確に示されている。
【1-3】 令和7年度プラットフォームのセミナー・勉強会等の企画内容についての考え方	25	—	25		x 5		●課題解決に向けた実施方針が明確に示されているか。 ●民間事業者の理解促進、ネットワーク形成及び公民対話を含むPPP事業への参画促進につながる具体的なプログラムが提案されているか。 ●ネットワーク形成及び公民対話に係る提案については具体的なものが複数提案されている。 ●民間事業者のニーズを的確に捉えるための効果測定指標や年間を通じて関心を持っていただける具体的な提案がなされているか。 ●その他、企画内容に関する具体的かつ独創的な提案がなされているか。
【1-4】 PPP事業検討時の実走支援についての考え方	10	—	10		x 2		●課題解決に向けた実施方針が明確に示されているか。 ●横浜市の庁内体制、検討レベルに応じた支援の考え方が示されている。 ●その他、支援に関する具体的な提案がなされているか。
【1-5】 庁内機運醸成の取組についての考え方	15	—	15		x 3		●課題解決に向けた実施方針が明確に示されているか。 ●横浜市の庁内体制や事業実施プロセスを踏まえたPPPの庁内機運醸成に対する考え方が示されているか。 ●その他、取組に関する具体的な提案がなされているか。
2 実施体制に関する視点（小計）	35						
【2-1】 従事スタッフの構成・人数と 業務の実現性	10	【2-1-1】 従事スタッフの構成・人数・役割分担	5				●事業実施に十分な人数とスタッフ構成（経験実績を含む）、役割分担がなされているか。
		【2-1-2】 受託からのスケジュール設定	5				●無理のないスケジュールになっているか。
【2-2】 類似業務の実績	20	—	20	※事務局で採点します。	x 4		●PPP/PFIに関する地域プラットフォーム形成支援業務の実績があるか。 ●行政に対するPPPアドバイザー業務委託の実績があるか。 ●PPP事業に関する民間事業者側での事業参画や支援業務の実績があるか。
【2-3】 ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組	5	—	5	※事務局で採点します。			下記の点について1つ満たすごとに加算： ●次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している。（従業員101人未満の場合のみ加算） ●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している。（従業員101人未満の場合のみ加算） ●次の①～③のうち、いずれか一つを取得しているか ①次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク） ②女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし） ③よこはまグッドバランス企業認定 ●青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエールの認定を取得している。 ●障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成（従業員40人以上）、又は障害者を1人以上雇用（従業員40人未満）している。
合計	100						

「令和7年度 横浜PPPプラットフォーム企画運営支援業務委託」
提案書評価基準

【評価の視点】

評価項目	評価の着目点	評価					加重倍率	満点
		5	4	3	2	1		
提案内容	【1-1-1】 業務目的の理解度 (5)	的確に理解している	-	理解している	-	理解度に不安がある		5
	【1-1-2】 受託に必要な基本的知識 (5)	十分に知識を有している	-	知識を有している	-	知識が不十分である		5
	【1-2】 横浜市におけるPPPの現状と課題についての分析 (5)	的確に分析しており現状と課題が明確化になっている	-	分析している	-	分析が不十分である		5
	【1-3】 令和7年度プラットフォームのセミナー・勉強会等の企画内容についての考え方 (25)	期待を相当上回る提案がなされている	期待を上回る提案がなされている	業務説明資料に沿った提案がなされている	業務説明資料の一部に沿った提案がなされている	業務説明資料に沿った提案がなされていない	x 5	25
	【1-4】 PPP事業検討時の実走支援についての考え方 (10)	期待を相当上回る提案がなされている	期待を上回る提案がなされている	業務説明資料に沿った提案がなされている	業務説明資料の一部に沿った提案がなされている	業務説明資料に沿った提案がなされていない	x 2	10
	【1-5】 庁内機運醸成の取組についての考え方 (15)	期待を相当上回る提案がなされている	期待を上回る提案がなされている	業務説明資料に沿った提案がなされている	業務説明資料の一部に沿った提案がなされている	業務説明資料に沿った提案がなされていない	x 3	15
業務実施体制	【2-1-1】 従事スタッフの構成・人数・役割分担 (5)	従事スタッフの構成等から万全な実施が期待できる	従事スタッフの構成等から円滑な実施が期待できる	従事スタッフの構成等を満たすと考えられる	従事スタッフの業務従事実績に不安がある	十分な人員が配置されていない		5
	【2-1-2】 受託からのスケジュール設定 (5)	十分検討されており高く評価できる	検討されており評価できる	検討されており妥当である	スケジュールに不安がある	スケジュールが検討されていない		5
	【2-2】 類似業務の実績 (20)	①PPP/PFIに関する地域プラットフォーム形成支援業務委託、②行政に対するPPPアドバイザー業務委託、③PPP事業に関する民間事業者側での事業参画や支援業務とも、それぞれ実績がある	①の実績があり、かつ、②又は③の実績がある	①の実績のみがある	①の実績はないが、②及び③の実績がある	②又は③のいずれか一つの実績がある	x 4	20
	【2-3】 ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組 (5)	下記の点について1つ満たすごとに加算： ●次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している。(従業員101人未満の場合のみ加算) ●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している。(従業員101人未満の場合のみ加算) ●次の①～③のうち、いずれか一つを取得しているか ①次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク) ②女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし) ③よこはまグッドバランス企業認定 ●青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエールの認定を取得している。 ●障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成(従業員40人以上)、又は障害者を1人以上雇用(従業員40人未満)している。						5
合計								100